

市外に住民票がある人が 明石市の医療機関で新型コロナワクチンを接種するための手続

新型コロナワクチンの接種は、原則、住民票がある自治体（A市）の医療機関で接種を受けていただきます。ただし、次のやむを得ない事情に該当する場合は、A市外の医療機関で接種を受けることができます。

ここでは、A市に住民票がある方が明石市の医療機関で新型コロナワクチンの接種を受けるための手続をお知らせします。

1 やむを得ない事情に該当するか確認する

やむを得ない事情	必要な手続
<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所者 ・通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者 ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合 ・コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合 ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合 ・A市外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合 ・災害による被害にあった者 ・勾留又は留置されている者、受刑者 ・国または都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る） ・職域接種を受ける場合 ・船員が寄港地等で接種を受ける場合 ・市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>事前の手続は不要</u> ・ 接種を受ける際に、やむを得ない事情を医師に伝える。 → 「3 接種の予約をする」へ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産のために里帰りしている妊産婦 ・ 単身赴任者 ・ 遠隔地へ下宿している学生 ・ DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者 ・ その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に「<u>住所地外接種届出済証</u>」の交付を受ける。 ・ 「住所地外接種届出済証」を医師に提示して、接種を受ける。

2 「住所地外接種届出済証」の交付を受ける

《住所地外接種届出済証の交付申請方法》

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) WEBで申請する

コロナワクチンナビから申請・交付できます。

[ここをクリック](#)

(2) 郵送で申請する

次の書類を明石市コロナワクチン対策室へ送付してください。

- ・住所地外接種届（市ホームページに掲載）
- ・接種券の写し

〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

明石市保健予防課(コロナワクチン担当) 宛

(3) 窓口で申請する

*住所地外接種届出済証を即日交付できない場合があります。

ア 窓口の場所

- ・あかし保健所

平日／午前9時から午後5時まで

イ 必要書類

- ・住所地外接種届（市ホームページに掲載）
- ・接種券または接種券の写し

3 接種の予約をする

《予約方法》

(1) 生後6か月～11歳の方の接種予約

☞生後6か月～11歳の方への接種を行っている医療機関で直接予約する

※コロナワクチン専用ダイヤルでは予約できません。

(2) 12歳以上の方の接種予約

☞コロナワクチン専用ダイヤルへ電話する

受付時間 毎日／午前9時～午後5時

電 話 【予約専用ダイヤル】0120-227-160

【お問い合わせ専用ダイヤル】0120-712-160

※インターネットでの予約はできません。